

○ 香川県交通安全教育推進隊の運用要領の制定について（通達）

（令和4年3月17日付け香交企第68号）

香川県交通安全教育推進隊の運用要領の制定について（通達）

香川県交通安全教育推進隊（以下「推進隊」という。）による参加・体験型交通安全教育等の実施については、「香川県交通安全教育推進隊の運用要領の制定について」（平成30年12月20日付け香交企第221号）に基づき運用しているところであるが、この度、推進隊の運用要領等の一部を見直し、新たに別添の「香川県交通安全教育推進隊運用要領」を定め、令和4年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

香川県交通安全教育推進隊運用要領

第1 趣旨

香川県交通安全教育推進隊（以下「推進隊」という。）は、香川県公安委員会から委託を受け、地域の交通事故情勢や県民各層に対する参加・体験型交通安全教育の実施状況を踏まえ、具体的かつ実践的な交通安全教育の活性化が図られるよう、県下の交通関係機関・団体と連携して具体的かつ有効な交通安全教育及び支援活動を実施するものである。

第2 推進隊の体制

推進隊は、隊長以下複数名をもって組織する。

第3 推進隊の職務及び運用

- 1 隊長は、隊員を指揮統率して職務を推進する。
- 2 推進隊は、「デイサービス班」、「学校班」、「重点地区対策班」としての運用を図りながら、次に掲げる職務に従事するものとする。
 - (1) 交通安全教育指導者を育成するための交通安全教育
 - (2) 巡回方式による参加・体験型交通安全教育の実施
 - (3) 交通死亡事故多発地域等における交通安全教育の実施
 - (4) 交通死亡事故多発地域等における広報啓発活動の支援
 - (5) 安全運転管理者等に対する講習の実施等
- 3 活動地域
推進隊が活動する地域は、県下全域（島嶼部を含む。）とする。
- 4 交通安全教育の対象者
 - (1) 地域、学校等において交通安全教育を実施する者
 - (2) 65歳以上の高齢者、介護施設等の入所者
 - (3) 幼児、小学生、中学生、高校生、その他の学生
 - (4) 企業及び各種団体の職員
 - (5) 地域の住民
- 5 交通安全教育の内容
推進隊が行う交通安全教育の内容は、別表1－4に定めるところによる。

第4 推進隊の派遣要請

- 1 署長は、管内の交通事故発生状況及び地域住民等からの要請に基づく推進隊の派遣を、自ら又は地域住民等の代表者が作成した交通安全巡回教育開催申請

書（別記様式第1号）により、交通企画課長を経由して、本部長に要請するものとする。

- 2 交通企画課長は、県下の交通事故発生状況及び交通関係機関・団体の要請に基づく推進隊の派遣を、自ら又は交通関係機関・団体の代表者が作成した交通安全教育推進隊派遣要請書（別記様式第1号）により、本部長に要請するものとする。
- 3 交通企画課長は、各署の交通安全巡回教育の実施について、推進隊と調整を図るものとする。

第5 的確な事業評価の実施

交通企画課長は、推進隊の活動について、適宜、実施結果の検証に努め、真に効果的な活動となるよう配慮すること。

第6 運用上の留意事項

- 1 署長は、交通安全巡回教育の開催に当たっては、県下各市町交通安全担当者、交通関係機関・団体の職員等との連携に配慮すること。
- 2 交通安全巡回教育に従事する者は、受講者の動静に注意を払うとともに、交通安全教育活動中（機器操作を含む。）における安全の確保に努めること。

（別記様式 省略）

別表 1 - 1

交通安全教育推進隊による交通安全教育実施基準

(1) デイサービス班における実施基準

教育科目	教育細目	教育方法	留意事項	時間
1 開講あいさつ	開講 講師の自己紹介 講習目的・概要の説明 受講者の心得の説明			
2 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における道路交通概況の実態説明 (2) 高齢者事故の特徴 (3) 加齢に伴う身体機能の変化	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の交通事故概況、道路整備状況、公共交通の実態等、道路交通環境の現状を説明する。 ○ 地域における高齢者事故の多発路線、時間帯、原因等について、事故事例を上げて説明する。 ○ 加齢に伴う筋力、瞬発力、柔軟性、平衡感覚等の低下、危険の発見・回避の遅れ、不安定な歩行等の常態化を説明する。	10分
3 歩行中の交通事故防止	(1) 歩行者の交通ルールの周知 (2) 道路横断中の交通事故防止		○ 歩行者として安全に道路を通行するための、歩行者が通る場所、横断の仕方、踏切の渡り方等歩行者の通行ルールを具体的に説明する。 ○ 加齢に伴う歩行速度の低下、道路横断に要する時間の延長、車両の直前直後の横断の危険性等について事故事例を上げて説明する。	
4 自転車乗用中の交通事故防止	(1) 自転車の安全で正しい乗り方の周知 (2) 自転車乗用中の交通事故防止 (3) 自転車用ヘルメットの着用促進		○ 自転車安全利用五則を始めとする車両としての自転車の交通ルールを具体的に説明する。 ○ 加齢に伴う視力やバランス感覚の低下が交差点通過時や進路変更時に及ぼす影響等について、事故事例を上げて説明する。 ○ 自転車用ヘルメットの必要性と効果を具体的に説明し、着用の習慣化を図られるよう指導する。	各 30分
5 電動車いすの安全利用	(1) 電動車いすの交通ルールの周知 (2) 電動車いすの特性を理解した事故防止方策		○ 電動車いすは、道路交通法上の歩行者と看做されたため、歩行者の交通ルールについて説明する。 ○ 電動車いすは機種毎に操作方法や走行性能が異なるため、個別の走行訓練の重要性を指導する。	40分
6 夜間・薄暮時の交通事故防止	(1) 夜間・薄暮時の交通事故発生状況 (2) 夜間における道路及び交通環境 (3) 夜間事故の危険性と特異現象 (4) 反射材等の効果的な活用		○ 夜間や薄暮時間帯の交通事故発生状況を高齢者事故の概況と重ね合わせて説明する。 ○ 夜間は、周囲が暗く車両等の発見が困難で、かつ車両速度等も早く、飲酒・過労運転者の存在や天候の影響を受けやすい等の特性を説明する。 ○ 車両走行中の蒸発現象や幻惑等の特異現象を説明した上で、必要となる自己防衛策を指導する。 ○ 反射材や明るい服装の見え方を説明した上で、反射材用品等の具体的活用事例を紹介する。	
7 講評等	(1) トピックス等の連絡 (2) 講習会の講評等 (3) アンケート実施		○ 運転免許の自主返納や安全運転相談ダイヤル等交通安全上の話題について説明する。 ○ 講習会の講評及び交通事故防止上の注意事項を説明する。 ○ 受講者の意識調査のため、アンケートを実施する。	10分 20分
8 閉講あいさつ				
講習時間合計				50分 70分

別表 1 - 2

交通安全教育推進隊による交通安全教育実施基準

(2) 学校班における実施基準

教育科目	教育細目	教育方法	留意事項	時間
1 開講あいさつ	開講 講師の自己紹介 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			
2 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における道路交通概況の実態説明 (2) 子供の交通事故の特徴 (3) 心身の発育段階に対応した交通安全教育	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の交通事故概況、道路整備状況、公共交通の実態等、道路交通環境の現状を説明する。 ○ 地域における子供の交通事故多発路線、時間帯、原因等について、事故事例を上げて説明する。 ○ 小学生には基本的な交通ルールを、中学生には自転車の安全利用を、高校生には交通社会の一員としての自覚と責任等について説明する。	10分
3-1 小学生の交通事故防止	(1) 道路標識・標示の種類及び意味 (2) 歩行者の通行ルールの周知 (3) 自転車の安全で正しい乗り方の周知 (4) 自動車等に関して知っておくべき事項	必要に応じ実技指導	○ 歩行者として安全に道路を通行するために必要な道路標識・標示（歩行者用道路・歩行者横断禁止・横断歩道等）の種類や意味を説明する。 ○ 歩行者として安全に道路を通行するための、歩行者が通る場所、横断の仕方、踏切の渡り方等歩行者の通行ルールを具体的に説明する。 ○ 自転車の基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に自転車を利用して道路を通行できるよう説明する。 ○ 自動車等の基本的な特性（死角等）を習得することにより、危険を回避して歩行者として安全に道路を通行できるよう指導する。	各 20分 く 40分
3-2 中学生の交通事故防止	(1) 地域における道路交通環境の実情説明 (2) 自転車の安全で正しい乗り方の周知 (3) 歩行者の通行ルールの周知 (4) 交通事故の場合の措置等	必要に応じ実技指導	○ 中学生に多い自転車事故の実態等本県の交通事故概況、道路交通環境の現状を説明する。 ○ 自転車安全利用五則等自転車の交通ルールを理解させるほか、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について事故事例を上げて説明する。 ○ 歩行者として安全に道路を通行するための、歩行者が通る場所、横断の仕方、踏切の渡り方等歩行者の通行ルールを具体的に説明する。 ○ 交通事故に遭った場合は、現場に居合わせた人に助けを求め、交通事故に遭ったことを保護者や警察に知らせること等基本的な措置を指導する。	各 20分 く 40分
3-3 高校生の交通事故防止	(1) 地域における道路交通環境の実情説明 (2) 自転車の安全で正しい乗り方 (3) 二輪車の安全で正しい乗り方 (4) 交通事故の場合の措置等	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の交通事故概況、道路整備状況、公共交通の実態等、道路交通環境の現状を説明する。 ○ 自転車安全利用五則等自転車の交通ルールを理解させるほか、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について事故事例を上げて説明する。 ○ 運転姿勢、カーブにおける運転方法、ブレーキの掛け方等二輪運転の基本的事項を習得させ、起こしやすい二輪車事故の実例を上げて説明する。 ○ 交通事故が起きた場合に、更に交通事故が発生することを防止するための措置、応急救護処置、警察官への通報等について指導する。	各 20分 く 40分
4 講評等	(1) トピックス等の連絡 (2) 講習会の講評等 (3) アンケート実施		○ 運転免許の自主返納や安全運転相談ダイヤル等交通安全上の話題について説明する。 ○ 講習会の講評及び交通事故防止上の注意事項を説明する。 ○ 受講者の意識調査のため、アンケートを実施する。	20分
5 閉講あいさつ				
講習時間合計				50分 く 70分

備考 実施に当たっては、3-1、3-2又は3-3のいずれかを実施すること。

別表 1 - 3

交通安全教育推進隊による交通安全教育実施基準

(3) 重点地区対策班における実施基準

教育科目	教育細目	教育方法	留意事項	時間
1 開講あいさつ	開講 講師の自己紹介 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			
2 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における道路交通概況の実態説明 (2) 当該地域における交通事故の特徴 (3) 危機的状況にある交通事故情勢に対応した交通安全教育	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の交通事故概況、道路整備状況、公共交通の実態等、道路交通環境の現状を説明する。 ○ 当該地域における交通事故多発路線、時間帯、原因等について、事故事例を上げて説明する。 ○ 交通事故の発生原因等を踏まえた交通事故を起こさない、遭わないための基本的留意事項について説明する。	20分
3-1 高齢者の交通事故防止	(1) 高齢者事故の特徴 (2) 加齢に伴う身体機能の変化 (3) 歩行中の交通事故防止 (4) 自転車乗用中の交通事故防止 (5) 夜間の交通事故防止		○ 地域における高齢者事故の多発路線、時間帯、原因等について、事故事例を上げて説明する。 ○ 加齢に伴う筋力、瞬発力、柔軟性、平衡感覚等の低下、危険の発見・回避の遅れ、不安定な歩行等の常態化を説明する。 ○ 加齢に伴う歩行速度の低下、道路横断に要する時間の延長、車両の直前直後の横断の危険性等について具体的事例を上げて説明する。 ○ 加齢に伴う視力やバランス感覚の低下が自転車の交差点通過時や進路変更時に及ぼす影響等について、事故事例を上げて説明する。 ○ 夜間事故の特徴を踏まえ、反射材の活用や道路の横断方法、信号機のある交差点や横断歩道の活用等交通事故に遭いにくい安全行動を説明する。	各 30分
3-2 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止	(1) 歩行中・自転車乗用中の交通事故概況 (2) 歩行者の交通ルールの周知 (3) 道路横断中の交通事故防止 (4) 自転車の安全で正しい乗り方の周知 (5) 自転車乗用中の交通事故防止		○ 本県における歩行中・自転車乗用中の交通事故発生状況やその特徴等について説明する。 ○ 歩行者として安全に道路を通行するための、歩行者が通る場所、横断の仕方、踏切の渡り方等歩行者の通行ルールを具体的に説明する。 ○ 加齢に伴う視力やバランス感覚の低下が交差点通過時や進路変更時に及ぼす影響等について、事故事例を上げて説明する。 ○ 自転車安全利用五則等自転車の交通ルールを理解させるほか、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について事故事例を上げて説明する。 ○ 加齢に伴う視力やバランス感覚の低下が自転車の交差点通過時や進路変更時に及ぼす影響等について、事故事例を上げて説明する。	各 30分
3-3 夜間・薄暮時の交通事故防止	(1) 夜間・薄暮時の交通事故発生状況 (2) 夜間における道路及び交通環境 (3) 夜間事故の危険性と特異現象 (4) 反射材等の効果的な活用		○ 夜間や薄暮時間帯の交通事故発生状況を高齢者事故の概況と重ね合わせて説明する。 ○ 夜間は、周囲が暗く車両等の発見が困難で、かつ車両速度等も早く、飲酒・過労運転者の存在や天候の影響を受けやすい等の特性を説明する。 ○ 運転中の蒸発現象や幻惑等の特異現象を説明した上で、必要となる自己防衛策を指導する。 ○ 反射材や明るい服装の見え方を説明した上で、反射材用品等の具体的活用事例を紹介する。	各 30分
4 講評等	(1) 講習会の講評等 (2) アンケート調査		○ 講習会の講評及び交通事故防止上の注意事項を説明する。 ○ 受講者の意識調査のためのアンケートを実施する。	10分
5 閉講あいさつ				
講習時間合計				60分

備考 実施に当たっては、3-1、3-2又は3-3のいずれかを実施すること。

別表 1 - 4

交通安全教育推進隊による交通安全教育実施基準

(4) 交通安全教育車・シートベルト着用効果体験車・シルバーナイトスクールにおける実施基準

教育科目	教育細目	教育方法	留意事項	時間
1 開講あいさつ	開講 講師の自己紹介 講習概要・日程の説明 受講の心得の説明			
2 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における道路交通概況の実態説明 (2) 地域における交通事故の特徴	講義 教本・視聴覚教材等	○ 本県の交通事故概況、道路整備状況、公共交通の実態等、道路交通環境の現状を説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線・時間帯、当事者種別、事故類型、事故原因等について、その特徴点を捉えて説明する。	10分
3-1 交通安全教育車を用いた交通安全教育	(1) 歩行環境シミュレーター (2) 自転車シミュレーター (3) 運転・歩行能力診断 (4) 動体認知測定装置 (5) 高齢者疑似体験セット等による疑似体験 (6) 動体視力計等を活用した適性検査等	安全運転教育車による参加・体験型教育	○ 歩行者が安全に道路を横断するタイミング等を再現した歩行環境シミュレーターによる体験学習を実施する。 ○ 自転車特有の日常遭遇する危険な場面や正しい自転車の乗り方について再現した自転車シミュレーターによる体験学習を実施する。 ○ 運転者や歩行者が道路交通の場面で必要な「認知力」「判断力」「動作力」「瞬間記憶力」等を診断機器により判定し、安全行動に役立てる。 ○ 交通場面において、微細な変化をきちんと見極められるか、突然飛び出してくるものを素早く発見できるかを測定し、安全行動に役立てる。 ○ 各種疑似体験セットにより高齢者や泥酔者等の動作や視覚を疑似体験し、安全行動に役立てる。 ○ 動体視力計や夜間視力計による現実的視力検査で視力の低下を確認させ、安全行動に役立てる。	各 40分 ～ 60分
3-2 シートベルト着用効果体験車を用いた交通安全教育	(1) シートベルト非着用による交通事故の実態説明 (2) シートベルト着用効果体験車による衝撃体験 (3) シートベルトの正しい着用事例	シートベルト着用効果体験車による参加・体験型教育	○ 本県の四輪乗車中の交通死亡事故のうち、シートベルト非着用者の実態や着用率、シートベルト非着用者の非着用自由等について説明する。 ○ シートベルトコンビンサーによる衝撃体験からシートベルト着用の必要性・重要性を説明する。 ○ 保護者を対象とした交通安全教育では、正しいシートベルトの着用方法を実演するとともに、誤使用の危険性等について理解させる。	各 40分 ～ 60分
3-3 セーフティナイトスクールにおける交通安全教育	(1) 夜間・薄暮時の交通事故実態 (2) 色の違いによる視認性 (3) 夜間事故の危険性と特異現象 (4) 反射材の有効性 (5) 参加者に対する反射材の直接貼付の実施	暗室等における実演	○ 夜間や薄暮時の交通事故発生状況を高齢者事故の概況と重ね合わせて説明する。 ○ 薄暮時や夜間帯での服装の色の違いによる見え方を再現し、目立つ服装の重要性を指導する。 ○ 車両走行中の蒸発現象や幻惑等の特異現象を説明した上で、必要となる自己防衛策を指導する。 ○ 反射材の原理を説明し、貼付場所による見え方を確認させて、効果的な使用方法を説明する。 ○ 参加者の靴、杖、カバン等に反射材を貼付させることにより、効果的な使用方法を説明する。	各 40分 ～ 60分
4 講評等	(1) 講習会の講評等 (2) アンケート調査		○ 講習会の講評及び交通事故防止上の注意事項を説明する。 ○ 受講者の意識調査のためのアンケートの実施する。	10分
5 閉講あいさつ				
講習時間合計				60分 ～ 80分

備考 実施に当たっては、3-1、3-2又は3-3のいずれかを実施すること。